

○道路占用工事要綱

昭和五四年四月二日
告示第四二六号

東京都道路占用規則(昭和五十二年東京都規則第百三十二号)第十六条の規定により、道路
占用工事要綱を次のように定める。

道路占用工事要綱

第一 総則

- 一 この要綱は、道路の占用に伴い道路を掘さくし、復旧する場合の基準を定め、もつて道路の構造の保全を図ることを目的とする。
- 二 適用範囲は、都道及び都の管理する一般国道とする。
- 三 舗装の分類は、別記一に掲げるところにより高級舗装、中級舗装、簡易舗装及び砂利・碎石舗装とする。

第二 掘さく工事

一 掘さくの制限

- (一) 新築又は改築後の道路においては、次の期間内は掘さくをしてはならない。

ア	高級舗装	五年
イ	中級舗装	三年
ウ	簡易舗装	一年
- (二) 次に掲げる場合において、道路管理者が特に必要があると認めるときは、(一)の規定を適用しない。
 - ア 災害の防止、事故の復旧等一般の危険を防止するため掘さくする場合
 - イ 沿道建築物に対する引込管線路のため掘さくする場合
 - ウ その他公共事業等のためやむを得ない場合

二 掘さく幅の規制

- (一) 車道部の掘さく幅は、必要最小限の幅(安全に作業を行うことができ、かつ、埋戻し及び舗装復旧に支障にならない幅をいう。以下同じ。)とする。
- (二) 歩道部の掘さく幅は、アスファルト系舗装の場合には(一)の規定によるものとし、平板等の舗装の場合においては、一枚を単位として、必要最小限の幅とする。

三 掘さく工事施行方法

- (一) 占用者は、道路占用許可申請書に添付した図書のとおり、工事を施行しなければならない。
- (二) 占用者は、交通安全設備及び道路復旧材料の準備について道路管理者の確認を受け、かつ、掘さく位置及び工法等について現場立会いにより、その指示を受け、工事に着手するものとする。
- (三) 舗装の取りこわし工事に着手する範囲は、一日以内に取りこわし工事が完了できるものとする。
- (四) 舗装の取りこわしは、ブレーカー又はノミの類で粗雑にならないように行うものとする。

第三 復旧工事

一 復旧工事施行者

占用に伴う掘さく跡の復旧工事は、占用者が行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、舗装体(表層、基層及び路盤)の復旧を道路管理者が受託することができる。

- ア 道路全域にわたり影響するような大規模の掘さく工事で、その復旧に高度の舗装技術を必要とする場合
- イ 占用工事による掘さくが他の占用工事と競合及び隣接することにより、道路管理者が統一して復旧する必要がある場合
- ウ 掘さく復旧工事と合せて道路補修工事等を施行する必要がある場合
- エ その他道路管理者が特に必要があると認められた場合

二 復旧工事の時期

復旧工事は、占用物件の埋設が完了した後、直ちに復旧工事(即時復旧)を施行しなければならない。

ただし、復旧工事の施行上等により即時復旧工事ができないものと道路管理者が認めるときは、この限りでない。

三 復旧工事施行方法

(一) 復旧範囲

- ア 復旧幅は、原則として、たわみ性舗装(高級舗装、中級舗装及び簡易舗装)については路盤厚の一・〇倍、剛性舗装(高級舗装)については路盤厚の一・四倍を掘さく幅に加えたものとし、別記二記載図面のとおりとする(復旧範囲は表層、基層及び路盤とする。)。ただし、掘さく跡の道路復旧が、掘さく工事施工前の状況に復する範囲を対象とするもので、掘さくにより舗装体が切断され、路面荷重に耐えられ

ないことにより、舗装破壊の原因になると道路管理者が認めた場合又はその区域外においても、その工事に起因して舗装に影響があると道路管理者が認めた場合は、道路管理者の指示する範囲を復旧するものとする。

イ アの規定にかかわらず、次に示す各条件を満たし、かつ、道路管理者が認めた場合、掘さく幅内を復旧範囲とし、路盤先行をすることができるものとする。

- (ア) 車道部で、かつ、アスファルトコンクリート舗装であること。
- (イ) 大型車の交通量が、一日一方向あたり三千台以上の路線以外であること（「道路工事設計基準」（東京都建設局）による。）。
- (ウ) 転圧は、機械施工が可能で、土木工事施工管理基準の締固め度が得られること。
- (エ) 周辺の舗装状況が良好であること。
- (オ) その他道路管理者が指示した条件

(二) 既設舗装の取りこわし

復旧工事における既設舗装の取りこわしは、路面に直角にダイヤモンドカッター等を使用し、粗雑にならないように施行するものとする。

(三) 埋戻しの施工方法及び施工管理

ア 施工方法

- (ア) 埋戻しは、ランマー等の締固め機械を使用し、敷きならし厚〇・三メートルごとに十分な締固めを行うものとする。
- (イ) 占用物件の周囲とその上端〇・一メートルまでは、占用物件の保護等を考慮し、突き棒や電動式締固め機械等を併用して十分締固めを行うものとする。

イ 施工管理

施工管理は、原則として、次の試験及び確認によつて行うものとする。ただし、道路管理者の指示により、小規模工事（家庭引込み供給管及び污水管等）については、試験を省略することができる。

(ア) 試験

A 試験項目、目標値及び試験頻度

a しや断層用砂及び埋戻し用砂

試験項目	目標値	試験頻度
土研式円錐 ^{すい} 貫入試験	〇・一メートルの貫入に要する打撃回数が十六回以上	一工事につき五箇所以上。ただし、工事が五日以上にまたがるときは、一日一箇所以上

b 良質土

試験項目	目標値	試験頻度
締固め度	九〇パーセント以上	一箇所当たり敷きならし厚〇・三メートルごと一工事につき五箇所以上。ただし、工事が五日以上にまたがるときは、一日一箇所以上

(注) 締固め度を求めるための基準密度は、同一土質について三個以上のCBR試験の水浸前における乾燥密度の平均値とする。

c 第一種改良土及び第二種改良土

試験項目	目標値	試験頻度
締固め度	九〇パーセント以上	一箇所当たり敷きならし厚〇・三メートルごと一工事につき五箇所以上。ただし、工事が五日以上にまたがるときは、一日一箇所以上

(注) 締固め度を求めるための基準密度は、最近十週間（試験頻度は週一回以上）の品質管理データを用いて、それらの最大乾燥密度の平均値からその標準偏差を減じた値（ $\bar{x} - \sigma n - 1$ ）とする。

B 試験方法

別記三によるものとする。

C 試験範囲

占用物件の保護等を考慮し、占用物件の周囲とその上端〇・一メートルまでについては、試験を省略する。

(イ) 確認

確認は、写真によつて行うものとする。

写真撮影は、「工事記録写真撮影基準（東京都建設局）」に準拠し、施工及び試験の状況を十分確認できるように行うものとする。

(四) 埋戻し材料及び使用部分

ア 埋戻し材料

(ア) 埋戻し材料は埋戻し位置によつてしや断層用砂、埋戻し用砂、良質土、改良土(第一種改良土及び第二種改良土をいう。以下同じ。)、粒状改良土又は流動化処理土を使用するものとする。

(イ) (ア)の規定にかかわらず、道路管理者が認めた場合は、(ア)に規定する埋戻し材料以外の埋戻し材料を使用することができるものとする。

(ウ) 粒状改良土及び流動化処理土を使用する場合の取扱いについては、道路管理者が別途定める。

イ 埋戻し材料の使用部分

(ア) 車道部及び歩道部の路床面から占用物件の上端〇・一メートルまでの部分にあつては、しや断層用砂、埋戻し用砂、良質土又は改良土のいずれかを使用するものとする。

(イ) 車道部及び歩道部の占用物件の周囲とその上端〇・一メートルまでの部分にあつては、しや断層用砂又は第二種改良土のいずれかを使用するものとする。ただし、埋設管が多数埋設されている箇所若しくは防護工の下に当たる部分で締固めが困難な箇所、又は地下水位が高く、ポンプで揚水しても締固めが十分にできない箇所においては、しや断層用砂を使用するものとする。

ウ 埋戻しに使用する砂(しや断層用及び埋戻し用)の材料規格は、土木材料仕様書(東京都建設局)による。

エ 埋戻しに使用する良質土及び改良土の品質及び品質管理基準は、道路管理者が別途定める。

(五) 施工管理記録等の提出

ア 占有者は、材料の搬入前に、品質証明書を道路管理者に提出するものとする。

イ 占有者は、埋戻しが終了したときは、速やかに次の記録を道路管理者に提出するものとする。

また、道路管理者からの要求があつたときは、埋戻し終了前であつても同様とする。

(ア) 品質管理記録

(イ) 施工管理記録

(六) 舗装工

舗装構造は、別途道路管理者が指示するものとし、施行については本都土木工事標準仕様書による。

(七) 舗装先行工の復旧方法

舗装先行工の復旧方法については、道路管理者の指示による。

(八) 舗装材料

復旧工事に使用する材料規格は、本都土木材料仕様書による。

第四 埋戻し復旧跡及び舗装完了の検査

占有者は、復旧工事について次の検査を受け、合格しなければならない。

一 埋戻し復旧の検査

(一) 原則として、施工管理記録等の提出資料によつて埋戻し復旧の検査を受けるものとし、その判定値が次の合格判定値を満たしたときに合格とする。ただし、小規模工事(家庭引込み供給管及び汚水管等)については、道路管理者の指示により、写真等による検査とすることができる。

ア 合格判定値

(ア) しや断層用砂及び埋戻し用砂

試験項目	合格判定値
土研式円錐 ^{すい} 貫入試験	〇・一メートルの貫入に要する打撃回数が十六回以上

(イ) 良質土及び改良土

試験項目	合格判定値
締固め度	九〇パーセント以上

イ 判定値の求め方

別記四によるものとする。

(二) 占有者は、道路管理者が指示した場合は、現地において再度検査を受けなければならない。

二 舗装完了の検査

(一) 表層材料、路盤材料、舗装厚、密度及び平坦性等については、確認できる証明書、供試体及び写真等の資料を道路管理者に提出し、舗装完了の検査を受けるものとする。ただし、小規模のものについては、道路管理者の指示により一部の資料提出を省略のうえ、検査を受けることができる。

(二) 検査に係る区間は、道路管理者の指示する区間とする。

第五 その他

一 路盤築造後の措置

占有者及び受託の復旧の場合、占有者は、道路管理者の指示する復旧工法で仮舗装し、舗装体の復旧工事を施行するまでの間は、その維持修繕に努めるものとする。

二 復旧工事完了後の措置

占有者は、舗装完了の検査を受け、合格した日から次の期間中(責任期間)、復旧箇所の維持修繕に努めるものとする。

ア 高級舗装及び中級舗装 十二か月

イ 簡易舗装、砂利・碎石舗装及び歩道 六か月

三 道路に与えた損傷等の措置

占有工事及び仮舗装の期間中並びに占有工事完了後において、占有工事の施行に起因して道路に与えた損傷又は第三者に与えた損害については、占有者が措置しなければならない。

四 占有者が履行すべき事項の道路管理者の代行措置

責任期間中に道路管理者が復旧箇所の修繕等を指示した場合は、その指示によるものとする。

占有者が指示事項を履行しない場合又は道路管理者が不十分と認めた場合には、道路管理者が措置し、その費用は占有者が負担しなければならない。

五 監督事務費

占有者は、掘さく復旧工事完了の検査を受けたときは、次により監督事務費を負担しなければならない。

(一) 占有者復旧(自費復旧)の場合

道路掘さく復旧費徴収単価表により算出した工事費の六パーセント(道路掘さく復旧工事監督事務費徴収単価表に定める額)

(二) 受託復旧の場合

道路掘さく復旧費徴収単価表により算出した工事費の一〇パーセント

六 その他

この要綱に掲げた以外の事項については、道路管理者の指示によるものとする。

改正文(平成一二年告示第二三五号)抄

平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年告示第一〇四七号)

この告示は、平成十四年九月一日から施行する。

別記1

舗装の分類は、次のとおりとする。

1 高級舗装

(1) アスファルトコンクリート舗装したもの(たわみ性舗装)

(2) セメントコンクリート舗装、石塊又は煉瓦舗装、セメントマカダム基礎アスファルトコンクリート舗装したもの(剛性舗装)

2 中級舗装

(1) 在来の簡易舗装にアスファルトコンクリートを被覆したもの

(2) 簡易舗装要綱による構造の舗装であつて、通常表層と路盤から構成され、表層は瀝青系で舗装したもの

3 簡易舗装

(1) 従来の砂利・碎石舗装を基礎として簡易な路盤を築造したうえ瀝青乳剤で舗装したもの

(2) (1)に準じて新設されたもの

(3) 歩道を歩道用コンクリート平板、アスファルトコンクリート舗装又は瀝青材で表面処理した表層のあるもの

4 砂利・碎石舗装

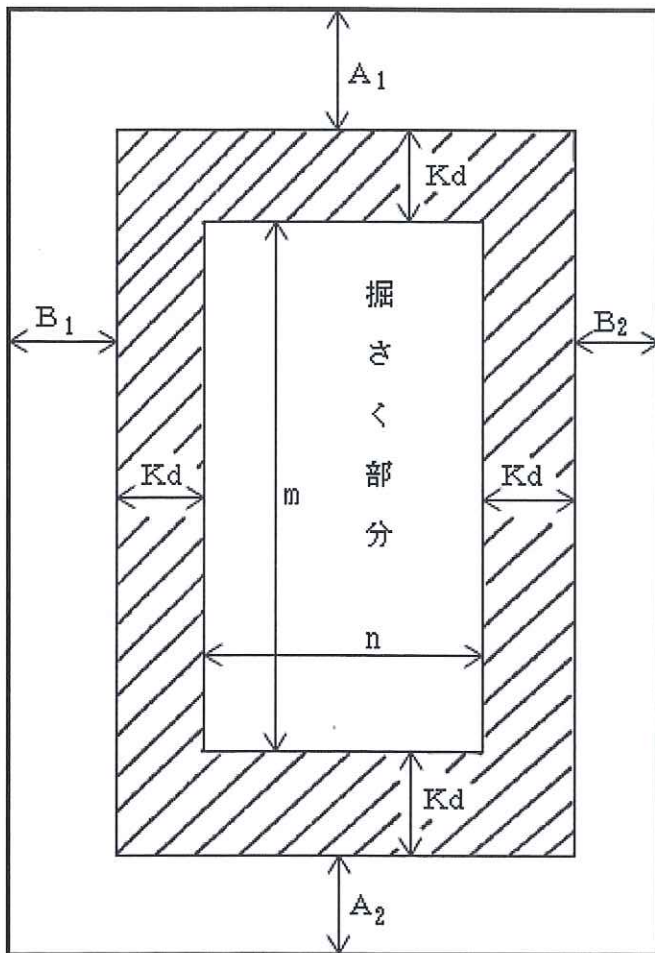
砂利・碎石の表層のあるもの

注

1 「たわみ性舗装」とは、表層、基層及び路盤からなつていて、表層にアスファルトコンクリートを使用し、基層路盤にアスファルト系又はセメント処理を施したものの

2 「剛性舗装」とは、表層及び路盤からなつていて、セメントコンクリート舗装及び剛式アスファルトコンクリート舗装(ホワイトペース上にアスファルトコンクリート表層のあるもの)したもの

別記2 復旧範囲



道路中心線方向

復旧面積は掘さく部分、Kd部分及び必要によりA1A2B1B2部分を加えたものとし、標準的には、次式により算定する。

ただし、工事に起因して隣接する既設舗装に欠陥を生じさせた場合(亀裂、落込、平坦性阻害等)には、その部分を復旧面積に加えるものとする。

$$S = (m + 2Kd + A_1 + A_2) (n + 2Kd + B_1 + B_2)$$

S ~ 復旧面積

m ~ 掘さく部分の長さ

n ~ 掘さく部分の幅

b ~ 掘さく部分の路盤の厚さ

K ~ 剛性舗装の場合は1.4倍

~ たわみ性舗装の場合は1.0倍

A₁A₂ ~ 道路の中心線と平行の方向のKd部分の端から舗装の絶縁線(目地板端等をいう。以下同じ。)までの距離(1.5メートルより大なるときは0とする。)

B₁B₂ ~ 道路の中心線と直角の方向のKd部分の端から舗装の絶縁線までの距離(1.5メートルより大なるときは0とする。)

注

- 1 「路盤の厚さ」とは、表層、基層と路床との間にあつて主として砂利、碎石等の粒状材料をもつて構成された層の厚さをいう。
- 2 歩道についてのA₁A₂B₁B₂は、0.6メートルより大なるときは0とする。
- 3 歩道平板舗装についてA₁A₂B₁B₂は、対象としない。
- 4 A₁A₂B₁B₂部分の復旧範囲は、表層及び基層とする。

別記3

1 しや断層用砂

試験項目	試験方法
土研式円錐 ^{すい} 貫入試験	「道路工事設計基準」(東京都建設局)に示す。

2 良質土及び改良土

試験項目		試験方法
締固め度	基準密度	CBR試験方法の水浸前における乾燥密度 CBR試験方法は自然含水比 3層67回 4日水浸養生(舗装試験法便覧)
	最大乾燥密度(改良土のとき)	突固めによる土の締固め試験方法(JIS A 1210)(B-c法 15cmモールド3層55回)
	現場密度	次のいずれかの試験方法による。 1 RIによる密度の測定方法(舗装試験法便覧) なお、RIを用いるときは自動記録紙に記入すること。 2 砂置換法による路床の密度の測定方法(舗装試験法便覧) 3 モールドを使用した密度測定

別記4

1 判定値の求め方

(1) 施工管理記録のデータ数が14個以上のとき

- ア 検査用データは、施工管理記録から無作為に14個抽出する。
- イ 検査用データは、それぞれ次の値を用いる。

(ア) 土研式円錐^{すい}貫入試験のとき

深さ0.1メートルごとの貫入に要する打撃回数の深度方向の平均値

(イ) 締固め度のとき

敷きならし厚0.3メートルごとの深度方向の平均値

ウ 判定値は、次式により算出する。

$$\text{判定値} = \bar{x} - k \cdot \sigma_{n-1}$$

\bar{x} : 検査用データの平均値

k : 合格判定係数(k=0.94)

σ_{n-1} : 検査用データの標準偏差

(2) 施工管理記録のデータ数が5個以上14個未満のとき

判定値は、施工管理記録の全データを検査用データとし、(1)と同様に算出する。

ただし、このときの合格判定値は次によるものとする。

合格判定係数 k

検査用データ数	合格判定係数
5	1.37
6	1.25
7	1.17
8	1.12
9	1.06
10	1.03
11	1.01
12	0.98
13	0.97
14	0.94